

基安安発0317第1号
令和3年3月17日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落
災害防止の徹底について

はしご等からの墜落・転落災害は、墜落・転落災害全体の2割を占め、建設業では、墜落・転落災害の約3割と最も多くなっている。また、建設業以外にも商業、製造業などの職場で多く発生している。はしご等からの墜落・転落災害が発生すると骨折等の重篤な災害や、長期の療養を要する災害につながりやすいことから、これらの労働災害防止のため、より一層の対策の促進を図ることが重要である。そのため、別添のリーフレットを作成したので、下記1のとおり、厚生労働省のホームページにも掲載したほか、別途局署あてに送付する。

本リーフレットは、片面ごとに「はしご」または「脚立」の作業前点検のチェックリストとして活用できるようにしたので、はしごや脚立からの墜落・転落災害を発生させた事業者に対し、再発防止の徹底の観点から、自主点検を実施するよう指導すること。なお、当該災害は、建設業以外の事業場においても多く見られることから、同様に指導を行うこと。

また、下記2の文例を参考に貴局ホームページへ本リーフレットを掲載するとともに、関係団体等へ通知すること等により管内における周知を図るほか、個別指導等においても活用を図ること。

本リーフレットのほか、平成29年3月に本省で作成したパンフレット「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」も、当該災害の安全対策の理解を更に深めることに有用であること。

なお、別紙のとおり、関係団体の長あて周知しているので申し添える。

記

1 厚生労働省ホームページ掲載箇所

「はしごを使う前に／脚立を使う前に」（令和3年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000746780.pdf>

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」（平成29年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/170322-1.pdf>

2 労働局ホームページ掲載文例

このリーフレットは、「はしご」または「脚立」の作業前点検のチェックリストとして活用できるようになっています。対象作業を始める前に、このチェックリストを使って作業現場の点検を実施してください。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

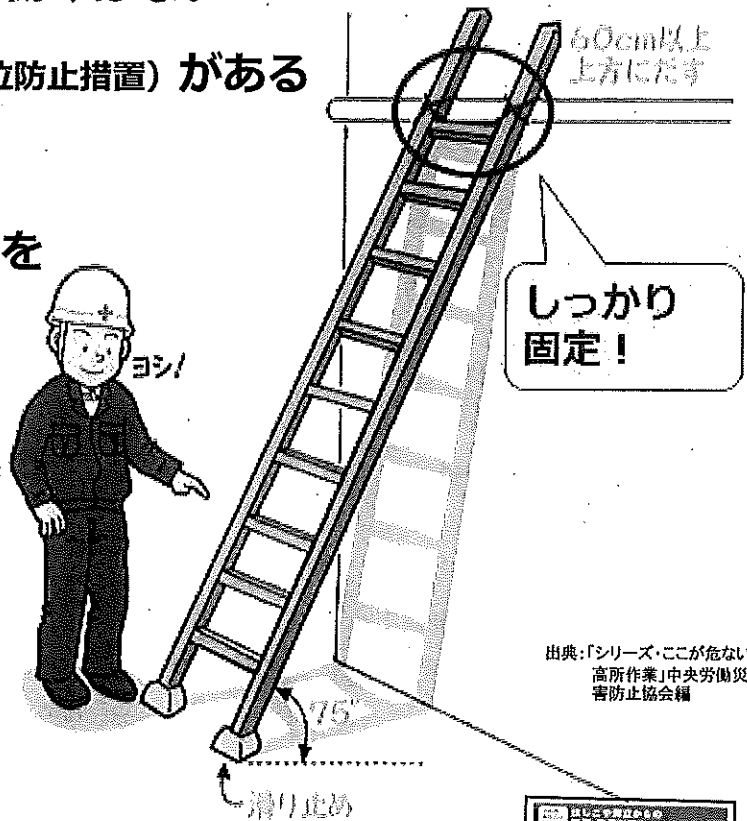
- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

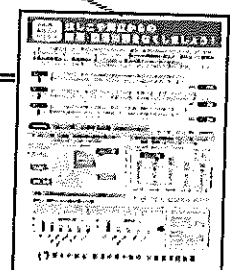
移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災害
予防協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

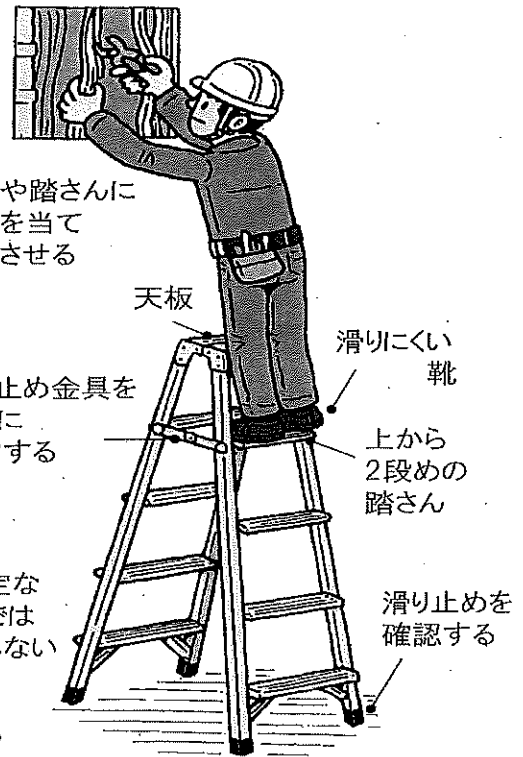
年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



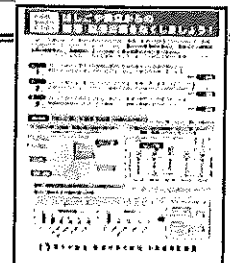
「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント 1 はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

▶▶▶ P 2 参照

ポイント 2 はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

▶▶▶ P 3 参照

ポイント 3 はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

▶▶▶ P 4 参照

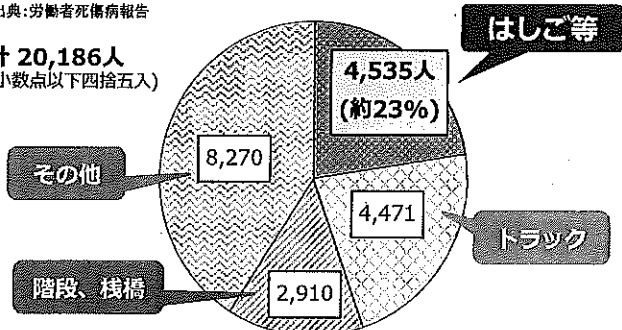
統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い (平成23年～27年 5年平均)

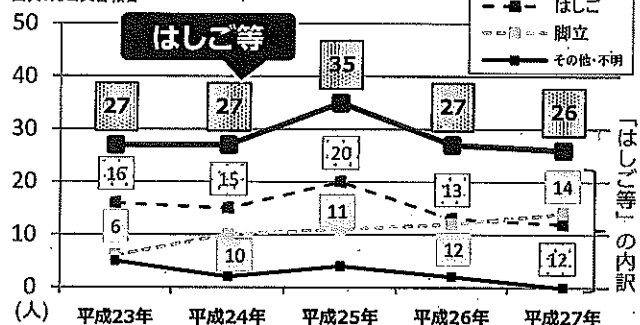
【墜落・転落による休業4日以上(約1週間)以上の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人
(小数点以下四捨五入)



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

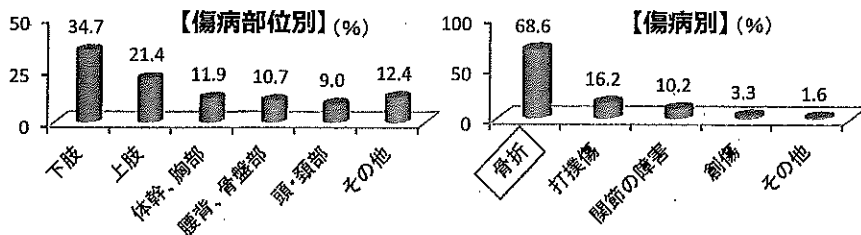
【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上(約1週間)以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件(全数の25.5%)を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件(うち墜落・転落災害は約86%)であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

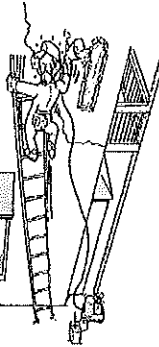
【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。

はしご

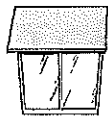
No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】 はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。



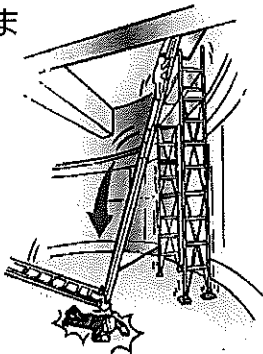
ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。



No.2 はしごが転位する

【事例】 はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

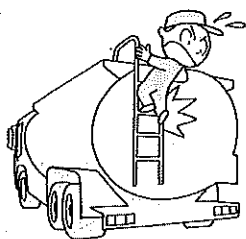


ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかり固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】 はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】 脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】 脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】 手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

(※) 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

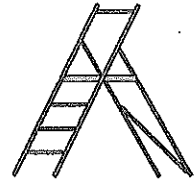
ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

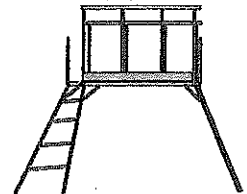
- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



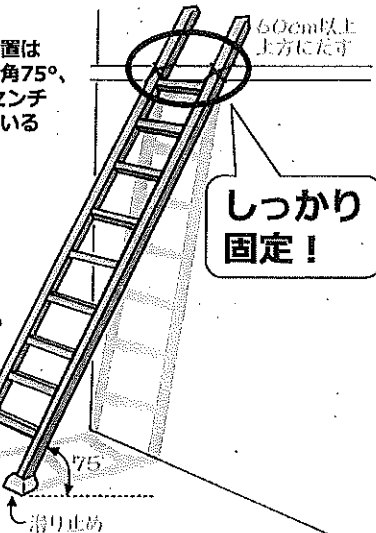
十分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば
安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認

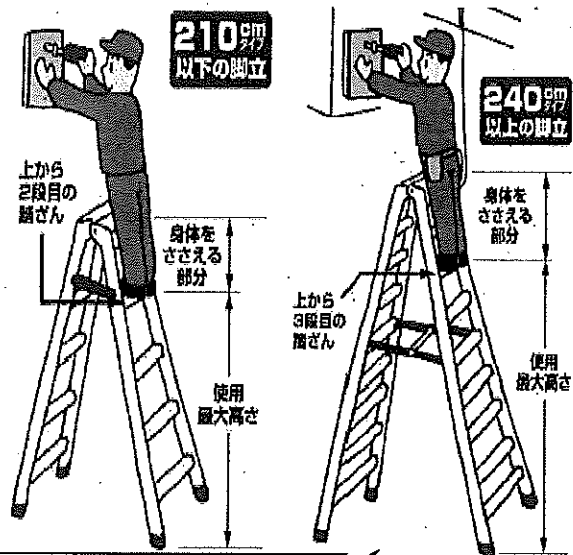


安全器具の活用

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上の作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

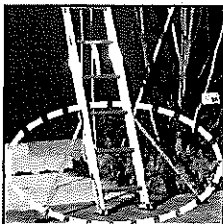
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

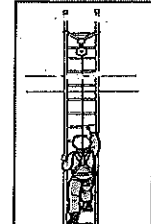
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具）

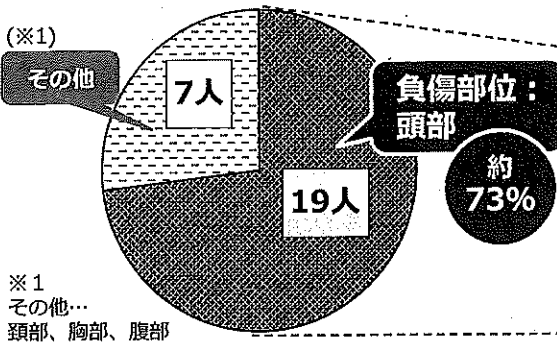


ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

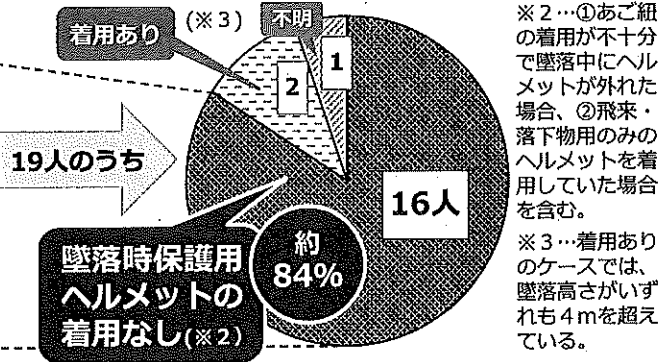
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査委員会

① 「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



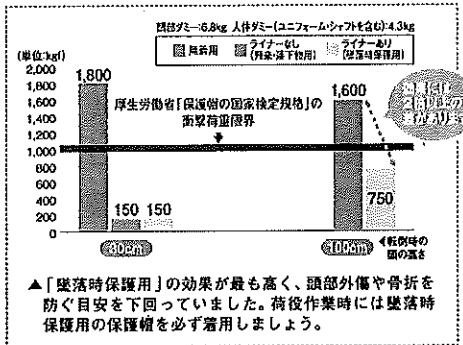
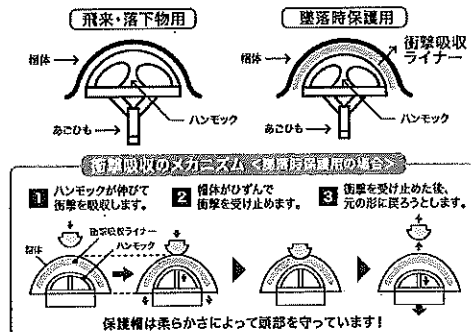
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P.12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P.3

必ず保護帽を着用！



特に①と③を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

着用時
5つのポイント

- 「墜落時保護用」を使用すること
- 傾けずに被ること
- あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 破損したものは、使わないこと
- 耐用年数を守ること

① 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

③ 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。(H29.3)

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した
墜落・転落災害防止対策の徹底について

貴団体におかれましては、平素より安全衛生行政の推進に当たり、御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

はしご等からの墜落・転落による死傷災害は、墜落・転落災害による災害全体の2割を占め、建設業では、墜落・転落災害の約3割と最も多くなっています。また、建設業以外にも商業、製造業などの職場で多く発生しています。はしご等からの墜落・転落災害が発生すると骨折等の重篤な災害や、長期の療養を要する災害につながりやすいことから、これらの労働災害防止のため、より一層の対策の促進を図ることが重要です。

そのため、厚生労働省では、標記のリーフレットを作成しました。このリーフレットは、片面ごとに「はしご」と「脚立」の作業前点検のチェックリストとなっていますので、各事業者等において、職場の自主点検を実施する際や、作業を実施する前に使用いただけます。

また、はしごや脚立からの墜落・転落災害に対しては、平成29年3月に本省で、パンフレット「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」を作成しており、今般作成したリーフレットと合わせて下記1のとおり厚生労働省ホームページに掲載しています。

貴団体におかれましては、下記2をご参考にこれらのリーフレット等のホームページへの掲載や会員等に対する会報の送付、メールマガジンの配信等のあらゆる機会を捉え周知を行っていただき、はしごや脚立からの墜落・転落災害防止対策の推進が図られますようご協力をお願い申し上げます。

記

1 厚生労働省ホームページ掲載箇所

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) >

安全・衛生 > 安全衛生関係リーフレット等一覧 > 安全

「はしごを使う前に／脚立を使う前に」（令和3年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000746780.pdf>

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」（平成29年3月）

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/170322-1.pdf>

2 ホームページ掲載文例

～はしごや脚立からの墜落・転落災害を発生させないために～

このリーフレットは、「はしご」または「脚立」の作業前点検のチェックリストとして活用できるようになっています。対象作業を始める前に、このチェックリストを使って作業現場の点検を実施してください。

別紙の関係団体等の長

一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国商工会連合会会長
全国中小企業団体中央会会長

建設業労働災害防止協会会長
建設労務安全研究会理事長
一般社団法人仮設工業会会長
一般社団法人合板仮設材安全技術協会会長
一般社団法人日本クレーン協会会長
一般社団法人軽仮設リース業協会会長
一般社団法人住宅生産団体連合会会長
全国仮設安全事業協同組合理事長
一般社団法人日本建設機械施工協会会長
一般社団法人日本塗装工業会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
一般社団法人日本左官業組合連合会会長
一般社団法人日本電設工業協会会長
一般社団法人日本道路建設業協会会長
一般社団法人鉄骨建設業協会会長
一般社団法人日本建設組合連合会会長
一般社団法人全国中小建設業協会会長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
一般社団法人日本橋梁建設協会会長
公益社団法人全国鉄筋工事業協会会長
一般社団法人日本蔦工業連合会会長
一般社団法人全国建設産業協会会長
一般社団法人全国クレーン建設業協会会長
一般社団法人日本造園建設業協会会長
一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長
一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長
一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会会長
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
全国基礎工業協同組合連合会会長
全国建設業協同組合連合会会長
一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長
一般社団法人日本造園組合連合会理事長
一般社団法人日本建設業経営協会会長

一般社団法人土地改良建設協会会長
一般社団法人全国防水工事業協会会長
一般社団法人日本基礎建設協会会長
一般社団法人全日本瓦工事業連盟理事長
一般社団法人日本型枠工事業協会会長
一般社団法人日本建築大工技能士会会長
一般社団法人全国コンクリート圧送事業団体連合会会長
一般社団法人重仮設業協会会長
一般社団法人全国建設産業団体連合会会長
公益社団法人全国解体工事業団体連合会会長
一般社団法人日本ウレタン断熱協会会長
一般社団法人日本トンネル専門工事業協会会長
一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会会長
一般社団法人日本木造住宅産業協会会長
一般社団法人日本在来工法住宅協会理事長
一般社団法人日本建設業連合会会長

独立行政法人労働者健康安全機構理事長
公益社団法人産業安全技術協会会長
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長
公益社団法人日本保安用品協会会長
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会理事長
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会会長
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会会長
全国社会保険労務士会連合会会長

(一社) 全国スーパーマーケット協会会長
(一社) 日本スーパーマーケット協会会長
(一社) 日本フランチャイズチェーン協会会長
(一社) 日本ドウ・イト・ユアーズ協会会長
日本百貨店協会会長
日本チェーンストア協会会長
全日本家具商組合連合会理事長
日本小売業協会会長

中央労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会